

# 長崎県造林補助事業実施要領

制 定 平成 3 年 8 月 2 2 日

最終改正 令和 2 年 7 月 3 日

造林事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 885 号林野庁長官通知。以下「環境保全要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成 14 年 12 月 26 日付け 14 林整第 580 号林野庁整備課長通知。以下「環境保全運用」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 林整計第 336 号、以下「農山漁村要領」という。）によるほか、この要領によるものとする。

## 第 1 目的

この要領は、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）、長崎県造林事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく取扱いの細部を定めることを目的とする。

## 第 2 事業の内容及び事業主体等

- 1 実施要綱第 2 条の事業区分、事業内容、同第 3 条の事業主体及び同第 4 条の補助対象経費は、別紙 1 の第 1 のとおりとする。
- 2 実施要綱第 3 条第 2 項の知事が適当と認める樹種とは、次のものとする。有用針広葉樹は、材の利用及び流通状況等を考慮し判断する。  
すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、くぬぎ、こなら、きり、まき、けやき、つばき、いちろう、かや、くすのき、やまざくら等有用針広葉樹

## 第 3 事業計画等

### 1 事業計画の作成

- (1) 環境保全要領第 2 の 1 の(1)に基づく森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）は、地域森林計画区ごとに環境保全運用別記様式 1 により作成するものとする。
- (2) 事業計画は、地域森林計画区に在する県地方機関長（地域森林計画区内に 2 つの地方機関が在する場合は共同して作成。以下同じ。）が作成し、本庁へ進達するものとする。
- (3) 事業計画の計画期間は原則 5 年間とする。
- (4) 事業計画の作成に当たって地方機関長は、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町と協議調整を図り、同意を得るものとする。

### 2 実施計画の作成等

- (1) 事業主体は、毎年度 9 月末までに、翌年度に実施する森林環境保全整備事業に関する計画（以下「実施計画」という。）を様式第 1 号により作成し、県地方機関長に提出す

るものとする。

- (2) 県地方機関長は、管内の事業主体の計画量を取りまとめ、10月末までに本庁へ提出するものとする。
- (3) 年度途中において実施計画を変更する場合は、上記(1)を準用するものとする。

### 3 事前計画の作成等

- (1) 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、除伐、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者及び機能回復整備事業の事業内容のうち、花粉発生源植替え及び、花粉発生源植替えと一体的に実施する付帯施設等整備の林木被害防止施設等整備、森林作業道整備について交付を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、花粉発生源植替え、林木被害防止施設等整備及び森林作業道整備の実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内作業路網の状況及び林内路網整備の目標等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を様式第2号により作成し、管轄する県地方機関長に提出するものとする。また、別に定める造林補助事業の実施に当たっての留意事項 1の(13)のオの(イ)の複数年に分割して間伐及び更新伐を実施する場合は県地方機関長の認定が必要となるため、この場合の事前計画は様式第2号の2により提出するものとする。

県地方機関長は、提出された様式第2号の2の内容がやむを得ないと認められる場合は、様式第2号の2-1にて提出者に通知するものとする。

- (2) 事前計画は、施業着手前30日までに提出するものとする。ただし、年度内補助申請にかかる事前計画の最終提出日は、9月末日とする。
- (3) 県地方機関長は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が第2の1の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事業計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
- (4) 県地方機関長は、実施計画に対する進捗状況を管理し、4月から12月までの各月末時点での状況を、様式第10号により翌月の5日までに農林部長へ報告しなければならない。
- (5) 特定森林再生事業の被害森林整備事業のうち、別紙1の第1の2の(3)のシの森林保全再生整備事業について補助を受けようとする者は、様式第2号の3-1及び3-2により事業計画書を県地方機関長に提出し、確認結果書（様式第2号の3-4）が通知された後に事業を実施するものとする。

県地方機関長は、提出された事業計画書を審査表（様式第2号の3-3）により審査し、必要に応じ、当該事業計画書を提出した者に対する指導を行い、当審査表を添付のうえ事業計画書を本庁へ進達するものとする。

- (6) 機能回復整備事業の花粉発生源対策促進事業のうち、別紙1の第1の3の(1)の①のアの花粉発生源植替えについて交付を受けようとする者は、植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を事前計画に添付しなければならない。

## 第4 設計の審査

森林環境保全整備事業のうち、森林作業道において標準断面・設計が適応できない部分、補助金の算出を行う事業の事業主体においては、事業実施に先だって、第5の2の(7)に定める書類を提出し、県地方機関の設計審査を受けるものとする。

## 第5 補助金の交付申請

1 実施要綱第5条第3項の様式は次のとおりとする。また、本庁及び県地方機関長への提出区分は別紙4のとおりとする。ただし、別紙1の第1の1の(2)の②のイ～オの申請書に添付すべき書類は様式第11号-1及び第11号-2、森林保全再生整備事業の申請書に添付すべき書類は次の(4)、(7)及び(11)とする。

### (1) 実績書

ア 造林事業集計表（様式第7号）

イ 造林事業補助金申請内訳表（様式第3号）及び森林整備事業補助金交付明細書（様式第3号の2）

### (2) 搬出材積集計表（様式第5号）

間伐及び更新伐の場合に提出する。

### (3) 社会保険等加入状況調査表（様式第6号）

### (4) 位置図

長崎県森林整備空間情報システム（1/50,000）により提出する。

### (5) 施行地施業図（様式第4号）

ア 施業図はポケットコンパス等による現地測量を原則とするが現地測量に代えて、精度の高い既存の図面等を利用して作成することはできる。なお、実測に必要な測点を現地に明示できるようにすること。

ただし、1ha未満の小施行地にあつては、要点間の距離測量による簡易法によることができる。図には基点を示しNo.を付すこと。

イ 施業図には、次の事項を記載するものとする。

(ア) 申請番号

(イ) 造林者名

(ウ) 面積

(エ) 造林地・地番

(オ) 間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長

### (6) 現地写真

事業の施行地ごとの事業実施前及び事業完了後（ただし、原則として位置情報が記録されたものとする。）

### (7) 実行経費内訳書

市町請負、森林作業道等実行経費と標準単価を比較して査定する事業に限る。

### (8) 作業道計算書

### (9) 森林作業道線形図

測点を記載したもの。縮尺は定めない。

(10) 分収林契約等（写し）

分収林契約が締結されている場合、その契約書の写し

(11) 協定書等（写し）

事業実施に必要な協定等がある場合、その協定書の写し

(12) 委任状及び精算依頼書（写し）

代理申請の場合に限る。

(13) 請負契約書（写し）

事業を請負に付して実施した場合、その契約書の写し

(14) 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採種場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し（林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第1条で定める樹種以外の樹種にあつては、樹種が確認できる書類の写し）

機能回復整備事業の花粉発生源対策促進事業のうち、別紙1の第1の3の(1)の①のアの花粉発生源植替えについて交付を受けようとする場合に限る。

(15) その他別途定める書類

2 補助金交付申請書への添付は不要とするが、事業主体において保管し、検査時に検査官の求めに応じて提示すべき書類は次のとおりとする。

(1) 測量野帳

(2) 前項(2)及び(3)にかかる証拠書類

(3) 前項(7)にかかる証拠書類

(4) 前項(8)にかかる証拠書類

(5) 現地写真

ア 事業実施中写真

イ 被害森林整備を実施する場合、被害森林の写真（作業前の写真）

ウ 間伐、更新伐を実施する場合、伐採木の搬出状況写真

エ 測量実施状況写真

オ 搬出材積検収状況写真又はトラック搬出状況写真（層積によって搬出材積を確認する場合は、スケールをあてて撮影すること。）

カ ア～オの写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。

(6) 森林経営計画書又は特定間伐促進計画及び集約化実施計画書

(7) 設計図書等（森林作業道関連）

ア 平面図（1/500～1/1000の図面に測点番号、工作物等を記入する。）

イ 横断図（1/100）

ウ 縦断図（水平距離は平面図と同縮尺、垂直距離は水平距離の5倍で作成する）

エ 工作物構造図（適切な縮尺）

オ 施工箇所位置図（1/5000の施業図に図示する。）

(8) 法的手続き関係（伐採届、保安林作業許可等、事業実施に必要なもの）

(9) 施業着手前に森林所有者に示す事業経費見込み（受託事業の場合のみ）

(10) 施業完了後に森林所有者に示す事業経費精算書（受託事業の場合のみ）

- 3 県地方機関長は、提出された申請書書類等を別に定める造林補助事業完成検査要領（以下、「検査要領」という。）に基づき完成検査を実施し、事業の完成と認めたときは検査要領第39条により造林事業完成検査完了報告書を添付し本庁へ進達する。ただし、別紙1の第1の1の(2)の②のイ～オについては、書類検査のみとする。

完了報告の期限は次のとおりとする。

区分	1 期	2 期	3 期	4 期
報告期限	7月31日	9月30日	12月31日	2月28日

※実施要綱第5条第4項のやむを得ない場合においては、4期の報告期限を3月25日までとする。

## 第6 補助金の交付条件等

森林組合長等は、補助金交付に際し、委任者に対して実施要綱第7条及び次に掲げる補助金交付の条件を明示するとともに、十分趣旨の徹底を図るよう努めるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者（事業主体に委託して補助事業を実施した者を含む。以下この条において同じ。）は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、書面（様式第8号）により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金の返還をしなければならない。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。

- (2) 補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（特定森林再生の森林緊急造成事業、森林緊急造成事業（環境）、被害森林整備事業及び重要インフラ施設周辺森林整備事業にあっては、事業実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。
- (3) 査定係数が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該森林経営計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（査定係数90が適用される場合にあつては、その差額）を返還すること。
- (4) 森林環境保全直接支援事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（別紙1の第1の4の

- (1)のアに掲げる査定係数が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が別紙1の第1の4の(1)のイに掲げる査定係数が適用される場合にあつては別紙1の第1の4の(1)のイに掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差)を返還すること。
- (5) 補助金の交付を受けた者は、補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守しなければならない。
- (6) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助相当額を返還しなければならない。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りでない。
- (7) (6)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。
- (8) 長期育成循環施業通知に規定される更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定される更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければならない。
- (9) 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還しなければならない。
- (10) 機能回復整備事業の花粉発生源対策促進事業のうち、別紙1の第1の3の(1)の①のアの花粉発生源植替えにおいて、施業が森林経営計画に基づかない場合は、事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた交付金相当額を返還しなければならない。
- (11) 補助金の交付を受けた者は、(1)から(10)の規定により、補助金相当額を返還する必要が生じた場合、速やかに書面(様式第9号)により県地方機関長を経由し、知事に報告するものとする。
- (12) 森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知（以下、「返還措置要領」という。））の第3の4に規定される公用若しくは公共用に供する場合又は天災その他やむを得ない事由により転用等する場合は、施行地の転用に係る補助金の返還免除の協議（様式第9号の2）により、県地方機関長を経由して知事に協議するものとする。
- (13) 補助金の交付を受けて事業を実施した施行地の森林所有者等は、当該林地について森林保険に加入する等適正な維持管理に努めなければならない。

## 第7 消費税の取扱い

- 1 補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、補助金交付申請書にそのことを明らかにし、補助金の交付を申請しなければならない。

この場合には、知事は消費税仕入控除税額に相当する補助金については必要に応じ、減額して交付決定を行うことができる。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、書面（様式第8号）により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金（1により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

## 第8 補助金の査定

### 1 標準単価

知事は、毎年度事業内容ごとに標準単価を定めるものとする。

なお、標準単価の設定等については「長崎県造林補助事業標準単価の設定等について」（別紙3）による。

### 2 共通仮設費及び間接費

標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや、当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算できるものとする。間接費は、現場監督費及び社会保険料等とする。

### 3 標準経費

標準経費は標準単価又は加算単価に事業量を乗じて求める。ただし、県営林造林及び県が事業主体となる事業については、実行経費をもって標準経費にかえる。

$$\text{標準経費} = \text{標準単価} \text{又は} \text{加算単価} \times \text{事業量}$$

$$\text{加算単価} = \text{標準単価} \times (1 + \text{間接費率})$$

県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）第2の8の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の標準経費は、当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費と標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費を加算した額（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額）とする。

県以外の事業主体が実施する森林作業道整備の標準経費 =

標準断面が適用できない部分の算出経費 + 標準断面が適用できる部分に係る標準経費

### 4 実行経費

県及び市町が請負により実施した金額、森林環境保全直接支援事業等（環境）で県、市町及び森林整備法人が請負により実施した金額とする。

被害森林整備事業の森林保全再生整備は、「森林保全再生整備における実行経費の算出について」（平成26年3月31日付け26林整整第1352号 林野庁整備課長通知）により積算した金額とする。

## 5 査定経費

査定経費は標準経費又は実行経費に査定係数の百分の一を乗じて求める。

ただし、保全松林緊急保護整備には査定係数は適用しない。

$$\text{査定経費} = \text{標準経費} \text{ 又は } \text{実行経費} \times \text{査定係数} \div 100$$

## 6 一般管理費相当経費

ながさき森林環境保全事業により嵩上げを行う森林環境保全直接支援事業等（環境）及び森林緊急造成事業（環境）は、標準経費に一般管理費相当率を乗じた額を加算する。

$$\text{一般管理費相当額} = \text{標準経費} \times \text{一般管理費相当率}$$

## 7 補助金額の算定

(1) 森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業における森林緊急造成事業、被害森林整備事業、重要インフラ施設周辺森林整備及び機能回復整備における補助金額は、査定経費に補助率を乗じて求める。

(2) 保全松林緊急保護整備事業における補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。

(3) 市町が請負に付して実行した事業にかかる補助金は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適応されない事業内容にあっては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求める。

(4) 事業主体別及び施行形態別の補助金額の算定は、次のとおりとする。

ア 県、地方公共団体、森林整備法人が事業主体となり、請負契約により施行した場合

$$\begin{aligned} & (\text{労務費} + \text{資材費} + \text{機械経費}) \times (1 + \text{共通仮設費率}) \times (1 + \text{間接費率}) \\ & \quad \times (1 + \text{消費税率}) \times \text{査定係数} \times \text{補助率} = \text{補助額} \end{aligned}$$

（注）苗木代等の資材費は税抜価格で計上する。

イ 森林組合等が受託により事業主体となり、直営で施行した場合

(ア) 消費税あり(免税業者、簡易課税業者)

$$\begin{aligned} & [(\text{労務費} + \text{資材費} + \text{機械経費}) \times (1 + \text{共通仮設費率}) \times (1 + \text{間接費率}) \\ & \quad + (\text{資材費} \times \text{消費税率})] \times \text{査定係数} \times \text{補助率} = \text{補助額} \end{aligned}$$

(イ) 消費税なし(原則課税業者)

$$\begin{aligned} & (\text{労務費} + \text{資材費} + \text{機械経費}) \times (1 + \text{共通仮設費率}) \times (1 + \text{間接費率}) \\ & \quad \times \text{査定係数} \times \text{補助率} = \text{補助額} \end{aligned}$$

ウ 森林組合等が受託により事業主体となり、請負契約により施行した場合

(ア) 消費税あり(免税業者、簡易課税業者)

$$\begin{aligned} & (\text{労務費} + \text{資材費} + \text{機械経費}) \times (1 + \text{共通仮設費率}) \times (1 + \text{間接費率}) \\ & \quad \times (1 + \text{消費税率}) \times \text{査定係数} \times \text{補助率} = \text{補助額} \end{aligned}$$



(イ) 消費税なし(原則課税業者)

受託の場合と同じ

エ 森林所有者が自力により施行した場合

$[ \text{労務費} + \text{資材費} \times (1 + \text{消費税率}) ] \times \text{査定係数} \times \text{補助率} = \text{補助額}$

(5) 森林環境保全直接支援事業等（環境）及び森林緊急造成事業（環境）の補助金額の算定は次のとおりとする。

(4)で定める補助金額の算定法により算出した標準経費に一般管理費相当額を加算した額に、消費税額を勘案したものとする。

ただし、県、市町及び森林整備法人の請負についての一般管理費相当額は、実行経費から標準経費を差し引いた額を上限とする。

なお、森林環境保全直接支援事業等（環境）のうち、別紙1の第1の1の(2)の②林内路網緊急整備事業のイ～オについては、別紙6の算定によるものとする。

## 8 標準単価構成因子及び共通仮設費等

(1) 標準単価構成因子は、別紙2-1に定めるとおりとする。

(2) 共通仮設費等については、別紙2-2に定めるものとする。

## 第9 補助金の請求と受領

- 1 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することが出来るものとし、予め委任状（要綱様式第1号）を委任する者（以下「委任を受けた者」という。）に提出するものとする。
- 2 実施要綱第9条第3項の規定により委任を受けた者が精算を行う事項は、予め委任する事業主体と取り決め、後日問題が生じないようにしておくものとする。
- 3 補助金を受領した委任を受けた者は、速やかに森林所有者等に補助金を交付するものとする。
- 4 前項における交付の際、委任を受けた者は、事業主体から予め精算を依頼されている事項について精算して交付するものとする。
- 5 委任を受けた者は、補助金受領後40日以内に補助金支出状況を所管の地方機関長に報告しなければならない。

## 第10 森林組合等の受託事業

森林組合が受託して事業を実施する場合は、以下の各号による。また、それ以外の事業主体が受託により事業を実施する場合も、以下を準用することとする。

- 1 事業費の積算にあたっては算出根拠を明確にし、委託者が積算内容の提示を要求したときは、提出するものとする。
- 2 契約に際しては、契約内容を委託者に十分説明すること。また、交付申請に係る施行地の地番、森林所有者、森林所有者の電話番号、事業内容を交付申請書類へ記載することについて同意を得ることとし、事業完了後問題とならないよう努めるものとする。  
作業は誠意ある施行をしなければならない。
- 3 事業が完了したときは、委託者に通知すると共に現地確認に立会いを求められた場

合は応じなければならない。

- 4 補助の条件の履行については、契約書で特約しておくものとする。
- 5 補助金の請求と受領については、第9に準じる。
- 6 補助金を受領した森林組合は、委託者に対し補助金額を通知しなければならない。
- 7 事業終了後、速やかに経費の明細書等を作成し、森林所有者との間で精算手続きを行うよう努めるものとする。

附則

この要領は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。  
ただし旧交付要綱に係る事業はなお従前の例による。

附則

この要領は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成21年度3期の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。  
(平成29年5月30日付け29森整第98号)

附則

この要領は、平成30年度2期の予算に係る補助金から適用する。  
(平成30年8月15日付け30森整第222号)

附則

この要領は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。  
(令和元年5月7日付け31森整第114号)

## 附 則

この要領は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和 2 年 7 月 3 日付け 2 森整第 118 号)

## 別紙 1

### 第 1 事業区分及び事業内容等

造林事業の事業区分、事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

#### 1 森林環境保全直接支援事業

##### (1) 森林環境保全直接支援事業

事業区分	事業内容
ア 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒及び除去とする。
イ 樹下植栽等	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。 (ア) 優良な育成複層林の育成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象地域にあっては上層木がⅩ齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去 (イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然幼稚樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び幼稚樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不要萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去
ウ 下刈り	植栽により更新したⅡ齢級以下（複層林においては下層木がⅤ齢級以下）の林分又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下（複層林においては下層木がⅧ齢級以下）の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。
エ 雪起こし	植栽により更新したⅤ齢級以下の林分、又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とする。
オ 倒木起こし	植栽により更新したⅤ齢級以下の林分において行う火災、気象災及び病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

<p>カ 枝打ち</p>	<p>次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) VI齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去</p> <p>(イ) X II 齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p> <p>(ウ) X VIII 齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p>
<p>キ 除伐</p>	<p>下刈りが終了したV 齢級以下（天然林にあつてはX II 齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。</p>
<p>ク 保育間伐</p>	<p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) VII 齢級以下（天然林にあつてはX II 齢級以下）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。</p> <p>伐採する本数は、成立本数に対しおおむね30%とする。</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴う地域の木材需要の急変により、林業事業者の雇用の維持、事業の継続の観点から緊急に必要と認められる場合における、X II 齢級以下の林分において行う適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。</p> <p>伐採する本数は、成立本数に対し20%以上とする。</p>
<p>ケ 間伐</p>	<p>X II 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林、立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りでない。）の林分又は森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものであつて森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分において行う適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。</p> <p>伐採する本数は、成立本数に対し20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20</p>

<p>コ 更新伐</p>	<p>%未満とすることが適切な場合は10%)以上とする。</p> <p>XⅧ齡級以下の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって標準伐期齡に2を乗じた林齡以下の林分(長期育成循環施業の一環として実施する場合はX齡級以上の場合に限る。)において行う育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木の伐倒、搬出集積及び巻枯らしとする。</p> <p>伐採する本数は、成立本数に対し20%(地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切な場合は10%)以上とする。</p>
<p>サ 付帯施設等整備</p>	<p>次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するもの(ただし、(ア)のbについてはこの限りではない。)とする。</p> <p>(ア) 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>a 施設等整備</p> <p>健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。</p> <p>b 施設改良</p> <p>施設の鳥獣害防止施設(市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。)の改良とする。</p> <p>(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備</p> <p>森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。</p> <p>。</p> <p>(ウ) 林床保全整備</p> <p>造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。</p> <p>(エ) 荒廃竹林整備</p> <p>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。</p>

シ 森林作業道整備	<p>継続的に使用され、かつ、長崎県森林作業道作設指針（平成23年4月28日付け23森整第82号）に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を含む。以下同じ。）であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、かつ、事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事業計画に記載された林内路網の整備目標を達成するために整備することが相当であると地方機関長が認めるものとする。</p> <p>なお、実施時期については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## （2）森林環境保全直接支援事業等（環境）

実施要綱第2条の(1)のイの森林環境保全直接支援事業等とは、森林環境保全直接支援事業のほか、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業のうち間伐材生産の関連条件整備活動等の森林作業道の整備及び路網整備の森林作業道の整備、また林業・木材産業成長産業化促進対策事業の間伐材生産の関連条件整備活動等の森林作業道の整備及び路網整備・機能強化対策の森林作業道整備をいう。

### ① 未整備森林緊急整備事業

事業区分	事業内容
ア 除伐	下刈りが終了したⅤ齢級以下の人工林（スギ及びヒノキのみ）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。
イ 保育間伐	Ⅶ齢級以下の人工林又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の人工林において行う適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。樹種はスギ及びヒノキのみとする。伐採する本数は、成立本数に対しおおむね30%とする。

### ② 林内路網緊急整備事業

事業区分	事業内容
ア 森林作業道整備	間伐等の施業や間伐材の搬出に必要なものを対象とし、1の(1)のシに準ずる。

<p>イ 森林作業道の整備（合板・製材・<u>集成材生産性向上・品目転換促進対策事業</u>の間伐材生産の関連条件整備活動）</p> <p>ウ 森林作業道の整備（合板・製材・<u>集成材生産性向上・品目転換促進対策事業</u>の路網整備）</p>	<p>1 の(1)のシに準じる。</p> <p>1 の(1)のシに準じる。</p>
<p>エ 森林作業道の整備（林業・木材産業成長産業化促進対策事業の間伐材生産の関連条件整備活動）</p> <p>オ 森林作業道整備（林業・木材産業成長産業化促進対策事業の路網整備・<u>機能強化対策</u>）</p>	<p>1 の(1)のシに準じる。</p> <p>1 の(1)のシに準じる。</p>

### (3) 事業主体

事業主体は、次のアからケに該当する者とする。

ただし、(2)の②については、県を除く。

ア 地方公共団体

イ 森林所有者

ウ 森林組合等

森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。

エ 森林整備法人等

森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。

オ 特定非営利活動法人等

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等をいう

カ 森林所有者等の団体

森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体

キ 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）



#### ク 特定間伐等促進計画の実施主体

特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者

#### ケ 施業代行者

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）、森林経営管理法附則第 4 条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第 10 条の 10 第 2 項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）に係る 旧森林法第 10 条の 11 の 2 第 1 項第 2 号に規定する契約の締結に関し 旧森林法第 10 条の 11 の 4 第 1 項（旧森林法第 10 条の 11 の 6 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する知事の裁定を受けた者

### (4) 事業規模等

(1) のア～コ、(2) の①については、1 施行地の面積が 0.1ha 以上。1 施行地とは、「造林補助事業の実施に当たっての留意事項」の 1 の(13)のアによる。これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア～ウのいずれかに該当するもの。（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。）

#### ア 森林経営計画に基づいて行う場合

第 5 の 1 に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに、次の要件を満たすこと。

##### (ア) 民有林のみの場合

- a 間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が 5 ヘクタール以上。
- b 間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1 ヘクタール当たり 10 立方メートル以上。（ただし、1 森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が 5 ヘクタール未満の場合は、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1 ヘクタール当たり 10 立方メートル以上）

##### (イ) 国有林との森林共同施業団地対象民有林の場合

- a 「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」（平成 15 年 4 月 22 日付け 14 林国経第 35 号林野庁長官通達）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となっている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）で実施される場合にあつては、1 森林共同施業団地当たりの施行地の面積が 2.5 ヘクタール以上、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積の合計が 5 ヘクタール以上（1 森林経営計画の対象森林である場合に限る。）
- b (ア) の b と同じ

#### イ 特定間伐等促進計画に基づいて行う場合

間伐及び更新伐それぞれにおいて、実施要綱第5の第1項に定める補助金の交付申請ごと、集約化実施計画ごとに次の要件を満たすこと。

(ア) 民有林のみの場合

- a 「多様な森林整備促進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画の対象森林であり、施行地の合計の面積が5ha以上。
- b 伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10立方メートル以上。

(イ) 国有林との森林共同施業団地対象民有林の場合

- a 森林共同施業団地対象民有林で実施する場合、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ha以上、かつ、間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ha以上とする。
- b (ア)のbに準ずる。

ウ 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合

アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。

## 2 特定森林再生事業

### (1) 森林緊急造成事業

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等。

#### ① 事業区分、事業内容

事業区分	事業内容
ア 人工造林	1の(1)のアに準ずる。
イ 樹下植栽等	1の(1)のイに準ずる。
ウ 下刈り	1の(1)のウに準ずる。
エ 雪起こし	1の(1)のエに準ずる。
オ 倒木起こし	1の(1)のオに準ずる。
カ 除伐	1の(1)のキに準ずる。 不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、Ⅶ齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において実施する

<p>キ 付帯施設等整備</p>	<p>ことができる。</p> <p>次の施設等の整備であって、ア～カのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、（ア）のbについてはこの限りではない。）とする。</p> <p>（ア） 鳥獣害防止施設等整備 1の(1)のサの(ア)のa及びbに準ずる。</p> <p>（イ） 林内作業場及び林内かん水施設整備 1の(1)のサの(イ)に準ずる。</p> <p>（ウ） 林床保全整備 1の(1)のサの(ウ)に準ずる。</p> <p>（エ） 荒廃竹林整備 1の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「ア～カ」と読み替える。）</p>
<p>ク 森林作業道整備</p>	<p>森林作業道の開設及び改良であって、ア～カのいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。</p>

② 事業主体

- (ア) 県、市町（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。）
- (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

③ 事業規模

- ①のア～カについては、1 施行地の面積が0.1ha以上。

(2) 森林緊急造成事業（環境）

①未整備森林緊急整備事業（森林経営計画区域内が対象）

事業区分	事業内容
<p>ア 除伐</p>	<p>1の(2)の①のアに準ずる。</p> <p>不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、Ⅶ齢級以下の人工林又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の人工林において実施することができる。</p>

② 事業主体

(1) の②の (ア) 及び (イ) に準ずる。ただし、県を除く。

③ 事業規模

(1) の③に準ずる。

(3) 被害森林整備事業

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等。

① 事業区分、事業内容

事業区分	事業内容
ア 人工造林	1 の(1)のアに準ずる。
イ 樹下植栽等	1 の(1)のイに準ずる。
ウ 下刈り	1 の(1)のウに準ずる。
エ 雪起こし	1 の(1)のエに準ずる。
オ 倒木起こし	1 の(1)のオに準ずる。
カ 枝打ち	1 の(1)のカの(ウ)に準ずる。
キ 除伐	1 の(1)のキに準ずる。
ク 保育間伐	VII 齢級以下（天然林にあつては X II 齢級以下）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18 センチメートル未満の林分において行う適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（被害木を含む。）とする。 伐採する本数は、成立本数に対しおおむね 30%とする。
ケ 更新伐	X VIII 齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合は X 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む）及び巻枯らしとする。
コ 付帯施設等整備	次の施設等の整備であつて、ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、（ア）の b についてはこの限りではない。）とする。

	<p>(ア) 鳥獣害防止施設等整備 1の(1)のサの(ア)のa及びbに準ずる。</p> <p>(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1の(1)のサの(イ)に準ずる。</p> <p>(ウ) 林床保全整備 1の(1)のサの(ウ)に準ずる。</p> <p>(エ) 荒廃竹林整備 1の(1)のサの(エ)に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「ア～ケ」と読み替える。)</p>
サ 森林作業道整備	<p>(1)の①のクに準ずる。(ただし、1の(1)のクにおいて「ア～カ」とあるのは、「ア～ケ」と読み替える。)</p>
シ 森林保全再生整備	<p>野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>a 鳥獣害防止施設等整備 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置及び忌避植物の植栽等を含む。）及び既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）とする。</p> <p>b 鳥獣の誘引捕獲 誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備及び捕獲個体の処分等を含む。）とする。</p>
ス 森林災害等復旧林道整備	<p>火災、気象上の原因による災害その他の災害を受けた森林を復旧するための、森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。）第7項第4号及び第5号の規定に基づく森林管理道（森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道をいう。）の開設とする。</p>

② 事業主体

①のスについては、県、市町、森林組合等とし、①のス以外については、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 県又は市町（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。）

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）

(ウ) 森林所有者（地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。）

### ③ 事業規模等

①のア～ケについては、(1)の③に準ずる。

①のスについては、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。ただし、既設の林道と他の既設の林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下「峰越連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(ウ)を除く全ての要件に該当するものであること。

(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。

(イ) 林道規定（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に規定する自動車道であること。

(ウ) 告示付録第1（第6項第2号関係）に定める算出した数値（以下「開設効果指数」という。）が0.9以上であること。ただし、「防火林道整備事業実施要領」（平成4年4月9日付け4林野基第241号林野庁長官通知）に基づき開設する林道にあつては適用しないものとし、峰越連絡林道の幹線にあつては1.2以上とする。

(エ) 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積（以下「利用区域内森林面積」という。）が50ha以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね1km以上あること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。（コスト縮減等のために森林施業道（森林管理道を補完し、専ら森林整備用車両の通行の用に供する恒久的施設として整備すべき林道をいう。）と一体的に路網を形成する場合にあつては、森林施業道に係る利用区域内森林面積、全体計画延長の合計により判断する。）。

a 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ha以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね0.8km以上とする。

(a) 「長期育成循環型路網整備事業の実施について」（平成13年3月30日付け13林整第716号林野庁長官通知）に基づき開設する林道（以下「長期育成循環型路網」という。）における支線に相当する林道

(b) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）、昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第2条第1項に規定する過疎地域又

は平成 12 年 3 月 31 日における過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの、特定市町村等の要件等について（平成 17 年 3 月 23 日付け林整計第 343 号林野庁長官通知）の第 2 の規定による特定市町村又は準特定市町村、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 3 条第 1 項の水源地域のいずれかに該当する地域で整備される林道

- (c) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道
- b 長期育成循環型路網の幹線にあつては、利用区域内森林面積が 500ha 以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね 1 km 以上とする。
- c 峰越連絡林道にあつては、幹線は当該林道とこれに直接接続する既設の林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域（以下「直接利用区域」という。）が告示第 9 項に定める基準を満たすもの、その他は直接利用区域が告示第 8 項第 1 号に定める基準を満たすものとする。
- (オ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で 10% 以上に相当する森林において、森林の整備（地方単独事業等によるもの及び主伐（更新を伴う伐採を含む。））が計画されていること。

#### (4) 重要インフラ施設周辺森林整備事業

鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に県民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて行う人工造林等。

##### ① 事業区分、事業内容

事業区分	事業内容
ア 人工造林	1 の(1)のアに準ずる。
イ 樹下植栽等	1 の(1)のイに準ずる。
ウ 下刈り	1 の(1)のウに準ずる。
エ 雪起こし	1 の(1)のエに準ずる。
オ 倒木起こし	1 の(1)のオに準ずる。
カ 枝打ち	1 の(1)のカの(ウ)に準ずる。
キ 除伐	1 の(1)のキに準ずる。
ク 保育間伐	2 の(3)のクに準ずる。

ケ 更新伐	2の(3)のケに準ずる。
キ 付帯施設等整備	<p>次の施設等の整備であって、ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、(ア)のbについてはこの限りではない。）とする。</p> <p>(ア) 鳥獣害防止施設等整備 1の(1)のサの(ア)のa及びbに準ずる。</p> <p>(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1の(1)のサの(イ)に準ずる。</p> <p>(ウ) 林床保全整備 1の(1)のサの(ウ)に準ずる。</p> <p>(エ) 荒廃竹林整備 1の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「ア～ケ」と読み替える。）</p>
ク 森林作業道整備	森林作業道の開設及び改良であって、ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。

## ② 事業主体

(ア) 県、市町（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者等と協定を締結した森林で実施する場合に限る。）

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設管理者等と協定を締結した場合に限る。）

## ③ 事業規模

①のア～ケについては、1施行地の面積が0.1ha以上。

## (5) 保全松林緊急保護整備事業

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。

### ① 保全松林健全化整備

松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容は③のうち衛生伐のみとする。

なお、公益的機能の高い松林は別に定める。



② 松林保護樹林帯造成

「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容は③のうち衛生伐を除く全てとする。

③ 事業内容

事業区分	事業内容
ア 人工造林	1の(1)のアに準ずる。
イ 樹下植栽等	1の(1)のイに準ずる。
ウ 下刈り	1の(1)のウに準ずる。
エ 雪起こし	1の(1)のエに準ずる。
オ 倒木起こし	1の(1)のオに準ずる。
カ 除伐	1の(1)のキに準ずる。
キ 保育間伐	1の(1)のクに準ずる。
ク 衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破砕、焼却、薬剤処理とする。
ケ 更新伐	(3)の①のケに準ずる。
コ 付帯施設等整備	次の施設等の整備であって、ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、（ア）のbについてはこの限りではない。）とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1の(1)のサの(ア)のa及びbに準ずる。 (イ) 荒廃竹林整備 1の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「ア～ケ」と読み替える。）
サ 森林作業道整備	(1)の①のクに準ずる。（ただし、1の(1)のクにおいて「ア～カ」とあるのは、「ア～ケ」と読み替える。）

④ 事業主体

県、市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。

⑤ 事業規模

③のア～ケについては、（１）の③に準ずる。

3 機能回復整備事業

(1) 花粉発生源対策促進事業

花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う。

① 事業区分、事業内容

事業区分	事業内容
ア 花粉発生源植替え	花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。
イ 付帯施設等整備	アの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 林木被害防止施設等整備 多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1の(1)のサの(イ)に準ずる。 (ウ) 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。 ただし、アの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアの施業に係る事業量を超えないものとする。
ウ 森林作業道整備	森林作業道の開設及び改良であって、アの施業と一体的に実施されるものとする。

② 事業主体

県、市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者。

③ 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。

4 査定係数

査定係数は、次のとおりとする。

## (1) 森林環境保全直接支援事業

ア 次の a～f のいずれかに該当するもの：170

- a 人工造林及び樹下植栽等について、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は実施権配分計画において経営管理実施権の設定を受けた民間事業者（以下「計画策定者等」という。）が、当該各計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づいて行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの
- b 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採造林届出」という。）書を提出した上で行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの（新たに森林法第5条に規定する地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）
- c 間伐及び更新伐について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの
- d 間伐及び更新伐について、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの
- e 間伐及び更新伐について、森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内に存する要間伐森林において施業代行者として行うものであって1の（4）のアに該当するもの（この場合、1の（4）のアにおいて「森林経営計画ごと」とあるのは、「森林経営計画ごと並びに森林経営計画対象林班及び隣接林班ごと」と読み替える。）
- f その他の事業内容について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの

イ 次の a～c のいずれかに該当するもの：90

- a 人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）
- b 除伐、保育間伐、間伐、更新伐について、要間伐森林において施業代行者が実施するもの（アの c～e に該当するものを除く。）
- c 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、アの f に該当しないもの

## (2) 特定森林再生事業

ア 森林緊急造成事業及び森林緊急造成事業（環境）

- a 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180
- b その他：90

イ 被害森林整備事業：170

- a 2の（3）のア～シ：170
- b 2の（3）のス：査定係数なし

ウ 重要インフラ施設周辺森林整備事業：180

エ 保全松林緊急保護整備：査定係数なし

**(3) 機能回復整備事業**

ア 花粉発生源対策促進事業：180

## 森林保全再生整備の事業の流れについて

特定森林再生事業の被害林整備事業のうち、別紙1の第1の2の(3)のシの森林再生事業については、次の順に実施する。

1. 事業計画書を作成

- (1) 指導機関及び指導者を確保し、指導・助言を受ける体制をつくる
- (2) 被害を受けた林班で、鳥獣被害対策に向けた事業計画(様式第2の3-2)を作成する。

被害を受けた林班とは、原則として「森林被害報告について」(昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知)に基づき林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とし、県が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができる。

2. 協議会との調整

- (1) 協議会が設置されている場合、事業計画を報告し調整を図る。  
協議会は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号第4条の2に基づく協議会をいう。
- (2) 県は可能な限りオブザーバ等に関与する。

3. 事業計画を県に提出

事業計画書(様式第2の3-1及び3-2)を県地方機関に提出する。

4. 県の確認と審査結果の通知

地方機関長は、提出された事業計画書を審査表(様式第2号の3-3)により審査し、必要に応じ、当該事業計画を提出した者に対する指導を行い、当審査表を添付のうえ事業計画書を県森林整備室長に進達するものとする。

県森林整備室長は、事業計画書等を確認し、確認結果書(様式第2の3-4)を提出者に通知する。

5. 事業着手～完成

県からの審査結果により、事業の実施が認められた後に、事業を実施する。

6. 完成検査(申請者)

7. 補助金交付申請

8. 県地方機関の完成検査

## 別紙 2

### 標準単価構成因子

事業内容	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費 ※ 未整備森林緊急整備事業においては、搬出集積費は適用外。
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
花粉発生源植替え	支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

（注）苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

別紙 2の2

表 1

標準経費 (標準単価に面積を乗じたもの)	標準単価 (状況に応じて間接費を加算可能)	直接費
		共通仮設費 (直接費の合計額の 7.7%・森林作業道は 9.1%に相当する額)
	間接費	現場監督費 (現場監督がなされたものに限る。標準単価の 16.0%に相当する額を加算できる)
社会保険料等 (施行地ごとの各現場労働者の状況に応じ、表 2 に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて標準単価に表 3 に示す率を乗じた額を加算できる。)		
一般管理費相当額  ※森林環境保全直接支援事業等 (環境)、及び森林緊急造成事業 (環境) のみ	一般管理費相当額 (標準経費に 14.38%を乗じた額を加算できる。)	

表 2

		加入している場合の点数
労災保険		6 点
雇用保険		1 点
健康保険		5 点
厚生年金保険		9 点
退職金共済制度	林業退職金共済制度以外	2 点
	林業退職金共済制度	3 点

表 3

平均点数	加算率
7 点未満	0 %
7 点以上 13 点未満	5 %
13 点以上 22 点未満	9 %
22 点以上	15 %

## 別紙3（要領第8関係）

### 長崎県造林補助事業標準単価の設定等について

標準単価は、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日22林整整第857号林野庁整備部整備課長通知）によるほか、本要領によるものとする。

#### 第1 目的

標準単価を適切に設定し、適切な事業執行を目的とする。

#### 第2 設定（改訂）時期

原則として、毎年1回以上の設定（改訂）を行う。時期は、毎年度適宜設定するものとする。

#### 第3 適用する歩掛と単価

標準単価の算定に使用する歩掛等は次のとおりとする。

- 1 歩掛は、国が提示する「森林環境保全直接支援事業 特定森林再生事業 作業工程表」を適用し、当工程表にないものについては県で定めるものとする。
- 2 保育間伐、間伐、更新伐の伐採本数は、原則として造林データの実績を利用し、適宜見直すものとする。
- 3 資材等単価は、県土木部が定める基本単価一覧表を適用し、当単価一覧表にないものは、原則として、物価資料や生産者の見積価格等により把握した単価と、前年度に実施した事業の実績から把握した単価のうち最低のものを比較して、いずれか低い方を採用する（ただし、物価資料等により、最新の市場価格が把握できる場合は、物価資料等による。）

#### 第4 標準単価の決定

標準単価の設定内容を見直す必要がある場合には、県が定める造林事業基準検討会（作業部会）により検討し、その結果を踏まえた単価の設定を行うこととする。

#### 第5 公表

設定した標準単価は、県ホームページにて公表する。



別紙 4 (要領第5関係)

申請書類の提出区分一覧表

区分	名称		県地方機関	本庁
申請書類	実績書	造林事業集計表(様式第7号)	○	○
		造林事業補助金申請内訳表(様式第3号) 森林整備事業補助金交付明細書(様式第3の2)	○	○
	搬出材積集計表(様式第5号)	※間伐及び更新伐のみ	○	
	社会保険等加入状況調査表(様式第6号)		○	
	位置図	森林計画図 1/50,000	○	○
	施行地施業図	施行地施業図(様式第4号)	○	○
	現地写真	事業の施行地ごとの事業実施前及び事業完了後 (ただし、原則として位置情報が記録されたものとする。)	○	
	実行経費内訳書	市町請負	○	○
	作業道計算書		○	○
	森林作業道線形図	測点を記載したもの、縮尺は定めない	○	○
	分収林契約等(写し)	分収林契約が締結されている場合	○	
	協定書等(写し)	事業実施に協定が必要な場合	○	
	委任状及び精算依頼書(写し)	実施要綱様式第1号	○	
	請負契約書(写し)	請負契約の場合	○	
	苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票(写し)	機能回復整備事業の花粉発生源対策促進事業のうち花粉発生源植替えの場合	○	

補助率及び査定係数一覧

事業名	作業種	事業主体	計画区分等	補助率				査定係数	実質補助率		
				国	県	税	率				
(実施要綱第2条第1項第1号) 森林環境保全直接支援事業	森林環境保全直接支援事業 人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、徐伐、保育間伐(伐捨)、間伐(搬出)、更新伐(搬出)、付帯施設等整備、森林作業道整備	地方公共団体、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等の実施主体に位置付けられた者、民間事業者	森林経営計画造林 特定間伐促進計画造林	1/10	-	40%	170	68%			
			特定間伐促進計画+集約化実施計画造林(間伐、更新伐) 実施権配分計画造林								
			森林整備法人のうち分収方式による者(林業公社)	森林経営計画造林 特定間伐促進計画造林	3/10	2/10			-	50%	85%
			特定間伐促進計画+集約化実施計画造林(間伐、更新伐)								
人工造林、樹下植栽等	地方公共団体、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等の実施主体に位置付けられた者、民間事業者	伐採造林届出書に基づいて行うもの新たに地域森林計画の対象民有林になった林分において行うものその他伐採造林届出を要しないもの	1/10	-	40%	90	36%				
除伐、保育間伐、間伐(搬出)、更新伐(搬出)		要間伐森林において施業代行者が実施するもの									
森林環境保全直接支援事業(環境)	未整備森林緊急整備事業	除伐、保育間伐(伐捨)	市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等の実施主体に位置付けられた者、民間事業者	森林経営計画造林 特定間伐促進計画造林	3/10	2/10 1/10	5/10 6/10	100%	170	100%	
	林内路網緊急整備事業	森林作業道整備 ※間伐に必要な森林作業道に限る	実施権配分計画造林								
(実施要綱第2条第1項第2号) 特定森林再生事業	森林緊急造成事業	人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、徐伐、付帯施設等整備、森林作業道整備	地方公共団体、森林整備法人 ※地方公共団体は、自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。	森林所有者等による協定 保安林・公益的機能別森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 保安林・公益的機能別森林以外	3/10	2/10	-	50%	180	90%	
	保安林・公益的機能別森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	90	45%								
	保安林・公益的機能別森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	3/10	1/10	-	40%	180	72%				
	保安林・公益的機能別森林以外	90	36%								
	森林緊急造成事業(環境)	未整備森林緊急整備事業	除伐	市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等の実施主体に位置付けられた者	保安林・公益的機能別森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林(森林経営計画区域) 保安林・公益的機能別森林以外(森林経営計画区域内)	3/10	2/10 1/10	5/10 6/10	100%	180	100%
	保安林・公益的機能別森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	90	100%								
	被害森林整備事業	森林保全再生整備以外	人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、徐伐、保育間伐、更新伐、付帯施設等整備、森林作業道整備	地方公共団体、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等の実施主体に位置付けられた者	重要インフラ施設管理者及び森林所有者との協定 地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者との協定	3/10	1/10	-	40%	170	68%
	森林保全再生整備	鳥獣害防止施設等整備 鳥獣の誘引捕獲									
	森林災害等復旧林道整備	災害等を受けた森林を普及するための森林管理道等	地方公共団体、森林組合等	5/10						-	50%
	重要インフラ施設周辺森林整備事業	人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、徐伐、保育間伐、更新伐、付帯施設等整備、森林作業道整備	地方公共団体(自ら所有する森林以外) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者							180	72%
保全松林緊急保護整備事業	保全松林健全化整備事業	衛生伐	地方公共団体、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者 ※森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に造林補助事業の実施に当たっての存する森林において事業を実施する場合に限る。	公益的機能の高い健全な松林 ○高度公益機能森林 ○被害拡大防止森林 ○地区保全森林	5/10	2/10	-	70%	-	70%	
松林保護樹林帯造成事業	人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、徐伐、保育間伐(伐捨)、付帯施設等整備、森林作業道整備										
機能回復整備事業	花粉発生源対策促進事業	花粉発生源植替え、付帯施設等整備、森林作業道整備	地方公共団体、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者	森林経営計画	3/10	1/10	-	40%	180	72%	

別紙6(要領第8の(5)関係)

実施区分	事業区分	補助金額の算定法
林内路網緊急整備	森林作業道の整備 (合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業の間伐材生産の関連条件整備活動)	森林作業道 ①(実行経費(直接費+間接費))-(実行経費(直接費+間接費)に相当する国庫補助金) ②一般管理費相当
	森林作業道の整備 (合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業の路網整備)	(実行経費(直接費+間接費)×14.38%)-(実行経費(一般管理費)に相当する国庫補助金) ①と②の実行経費(直接費+間接費)の上限は、4,000円/mとする。 補助金は、①と②の合計とする。
	森林作業道の整備 (林業・木材産業成長産業化促進対策事業の間伐材生産の関連条件整備活動)	
	森林作業道整備 (林業・木材産業成長産業化促進対策事業の路網整備・機能強化対策)	

年度 造林事業 実施計画書

(単位: ha, m, m3, 千円)

森林環境保全直接支援事業

Table with columns: 区分, 事業量, 単価, 査定事業費, 国費, 県費, 義務県費, 環境税, 備考. Rows include 人工造林, 樹下植栽等, 下刈り, 雪起こし, 倒木起こし, 枝打ち, 除伐, 除伐(環境), 保育間伐, 保育間伐(環境), 間伐, 更新伐 (ha), 付帯施設整備, 森林作業道整備, 森林作業道整備(環境), 合計, 指導監督費.

特定森林再生事業

(単位: ha, m, m3, 千円)

Table with columns: 区分, 事業量, 単価, 査定事業費, 国費, 県費, 義務県費, 環境税, 備考. Rows include 森林緊急造成事業, 被害森林整備事業, 重要シロフタ樹皮病対応森林整備事業, 保全松林緊急保護整備事業, 合計, 指導監督費.

機能回復整備事業

(単位: ha, m, 千円)

Table with columns: 区分, 事業量, 単価, 査定事業費, 国費, 県費, 義務県費, 備考. Rows include 花粉発生源対策, 策促進事業, 策促進事業, 策促進事業.

※査定事業費がない事業は、標準事業費とする。

# 森林環境保全直接支援事業 事前計画書

番 年 月 号 日

長崎県 ○○振興局長 様

提出者  
住所  
氏名 (代表)

長崎県造林補助事業実施要領第3の3の(1)に基づき、下記のとおり提出します。

### 記

1 対象区域及び面積 ○○市 ○○地区 ha  
(区域の範囲は別紙 森林経営計画等の計画図のとおり)

2 計画期間 年度～ 年度 ( )年間

### 3 年度別計画

区分	除伐 (ha)	保育間伐 (ha)	間伐 (ha)	更新伐 (ha)	計	人工造林 (ha)		森林作業道 (m)
						伐採	造林	
年度								
年度								
計								

### 4 計画内容 (概数)

4については森林経営計画等の代用可

除伐																
実施 年度	申請 時期	施業時期		施業地 林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	査定事業額 (千円)	計画 区分	図面 番号	認定 番号	計画策定 (変更) 時期	開設路 線名	休 林 の 有 無	環境税	
		着工	完成													
計																

保育間伐																
実施 年度	申請 時期	施業時期		施業地 林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	査定事業額 (千円)	計画 区分	図面 番号	認定 番号	計画策定 (変更) 時期	開設路 線名	休 林 の 有 無	環境税	
		着工	完成													
計																

間伐																			
実施 年度	申請 時期	施業時期		施業地 林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	査定事業額 (千円)	撤出 予定 材積 (m3)	平均 材積 m3/ha	作業シ ステム	計画 区分	図面 番号	認定 番号	計画策定 (変更) 時期	開設路 線名	保安林 の有無	環境税	
		着工	完成																
計																			

更新伐																
実施 年度	申請 時期	施業時期		施業地 林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	査定事業額 (千円)	撤出 予定 材積 (m3)	平均 材積 m3/ha	作業シ ステム	計画 区分	図面 番号	認定 番号	計画策定 (変更) 時期	備考
		着工	完成													
計																

森林作業道															
実施 年度	申請 時期	路線名	工事予定時期		施業地		整備の内容			図面 番号	路網密度		環境税	共同で の開設 者数	備考 (一体的に実施す る施業名)
			着工	完成	起点 林小班	終点 林小班	開設 (改良)	幅員 (m)	延長 (m)		現況 (m/ha)	目標 (m/ha)			
計															

※森林環境税対応の除伐、保育間伐、間伐および、森林作業道は環境税欄に○を記入すること

### 5 計画図

計画内容がわかる任意の縮尺の図面を添付すること。

6 事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者 住所、氏名



# 森林環境保全直接支援事業 事前計画書

【留意事項 1の(13)のオの(イ) 複数年に分割して間伐及び更新伐を実施する場合】

番 年 月 日

長崎県 ○○振興局長

提出者  
住所  
氏名(代表)

長崎県造林補助事業実施要領第3の3の(1)に基づき、下記のとおり提出します。

### 記

1 対象区域及び面積 ○○市 ○○地区 ha  
(区域の範囲は別紙 森林経営計画等の計画図のとおり)

2 計画期間 年度～ 年度 ( )年間

### 3 年度別計画

区分	間伐 (ha)	更新伐 (ha)	計	森林作業道 (m)
年度				
年度				
計				

### 4 計画内容(概数)

4については森林経営計画等の代用可

間伐																			
実施 年度	申請 時期	施業時期		施業地 林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	査定 事業額 (千円)	搬出予 定材積 (m3)	平均 材積 m3/ha	作業シ ステム	計画 区分	図面 番号	認定 番号	計画策定 (変更) 時期	開設 路線名	保安林 の有無	環境税	
		着工	完成																
計																			

【複数年に分割して実施する理由】

更新伐																
実施 年度	申請 時期	施業時期		施業地 林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	査定 事業額 (千円)	搬出予 定材積 (m3)	平均 材積 m3/ha	作業シ ステム	計画 区分	図面 番号	認定 番号	計画策定 (変更) 時期	備考
		着工	完成													
計																

【複数年に分割して実施する理由】

### 5 計画図

計画内容がわかる任意の縮尺の図面を添付すること。

(様式第2号の2-1)

番 号  
年 月 日

提出者 様

長崎県〇〇振興局長

間伐及び更新伐の複数年分割実施の認定について

年 月 日付けで提出された森林環境保全直接支援事業 事前計画において、複数年に分割して実施することがやむを得ないと認められましたので通知します。

記

○複数年分割して実施することを認めたもの

所在地	市町		地区
	作業種と面積	作業種	間伐
面積		ha	ha
理由			



(様式第2号の3-1)

番 号  
年 月 日

長崎県農林部長 様

提出者  
住所  
氏名 (代表)

年度 森林保全再生整備計画書の提出について

長崎県造林補助事業実施要領 第3の3の(5)の規定に基づき、別紙のとおり計画書を提出します。

記

1. 事業計画書(様式第2号の3-2)
2. 関係書類



年度 森林保全再生整備事業計画書

事業主体名

事業区分		(別紙1の第1の2の(3)のシのa及びbの該当する事業区分を記入)						
被害の状況	報告年度	年度	区分	(市町村被害調査地などを記入)				
	森林所在地							
	林班							
	面積	ha	樹種		林齢			
	被害鳥獣名	(シカなど)						
	被害内容	(樹皮の食害など)						
	被害率							
実施内容	作業内容							
	実施時期							
	目標	(個体数/個体密度を〇〇から〇〇に縮減など)						
	実施林班							
事業費総額		千円						
総事業費の内訳	1. 直接費	(1) 資材費	区分	名称	単価	金額	備考	根拠資料番号等
			計					
			(2) 労務費					
		計						
		(3) 機械経費						
	計							
	合計							
	2. 間接費	(1) 共通仮設費用	ア 捕獲個体の埋設場所への運搬に要する費用					
				計				
			イ 事業実施箇所へ至る林道等の除雪に要する必要					
		計						
		(2) 現場監督費	ウ 野生鳥獣の捕獲・処分に関して、有識者からの指導・助言を受けるために要する費用					
計								
合計								
総額								
捕獲責任者指名			捕獲者県許可番号					
協議会との調整結果等								
指導機関								
備考								

(様式第2号の3-3)

## 森林保全再生整備計画書の審査表

事業主体名

事業区分 (別紙1の第1の2の(3)のシのa及びbの該当する事業区分を記入)

区分	確認項目	チェック欄	備考
1	被害報告・被害内容(年度)等を確認しましたか。		
2	十分な現地踏査を行って、効率的かつ効果的な事業内容となっていますか。		
3	捕獲を計画する場合、現地の実態や捕獲頭数に応じた事業期間・事業地の選定となっていますか。		
4	捕獲を計画する場合、餌の選定は、価格が適正で保管が可能なものとなっていますか。		
5	捕獲を計画する場合、捕獲固体の埋設等処分地は適切ですか。		
6	猟銃を使用する場合、希少猛禽類の繁殖行動への影響はありませんか。		
7	柵等を設置する場合、効率的(メンテナンス等)な事業地の選定(雪害等の恐れがない等)となっていますか。		
8	協議会で事業計画の内容について調整を図りましたか。 また、その際に出された意見を反映しましたか。		
9	事業計画について、専門家等の意見を取り入れましたか。		
10	事業計画に記載された達成目標は適切ですか。		
11	事業完了後の成果検証の方法は適切ですか。		
12	事業内容に応じた、十分な安全対策ができていますか。		
13	給餌の場所、回数、日数は、適切でしたか。		
14	餌付で、十分警戒心をときましたか。		
15	箱ワナ等で捕獲できなかった場合(又は、できなくなった場合)、他の捕獲場所への移動を行いましたか。		
16	柵等の設置は、マニュアルどおりに設置しましたか。		
17	柵等は定期的に見回りを行いましたか。		
18	捕獲した個体は、埋設等により適切に処分しましたか。		
19	目標の捕獲頭数は達成できましたか。		
20	専門家等による事業の成果を検証しましたか。		

※チェック欄にはチェック後に「」を記入する。

(様式第2号の3-4)

番 号  
年 月 日

(事業計画者) 様

長崎県農林部長

年度 森林保全再生整備計画書の確認結果書

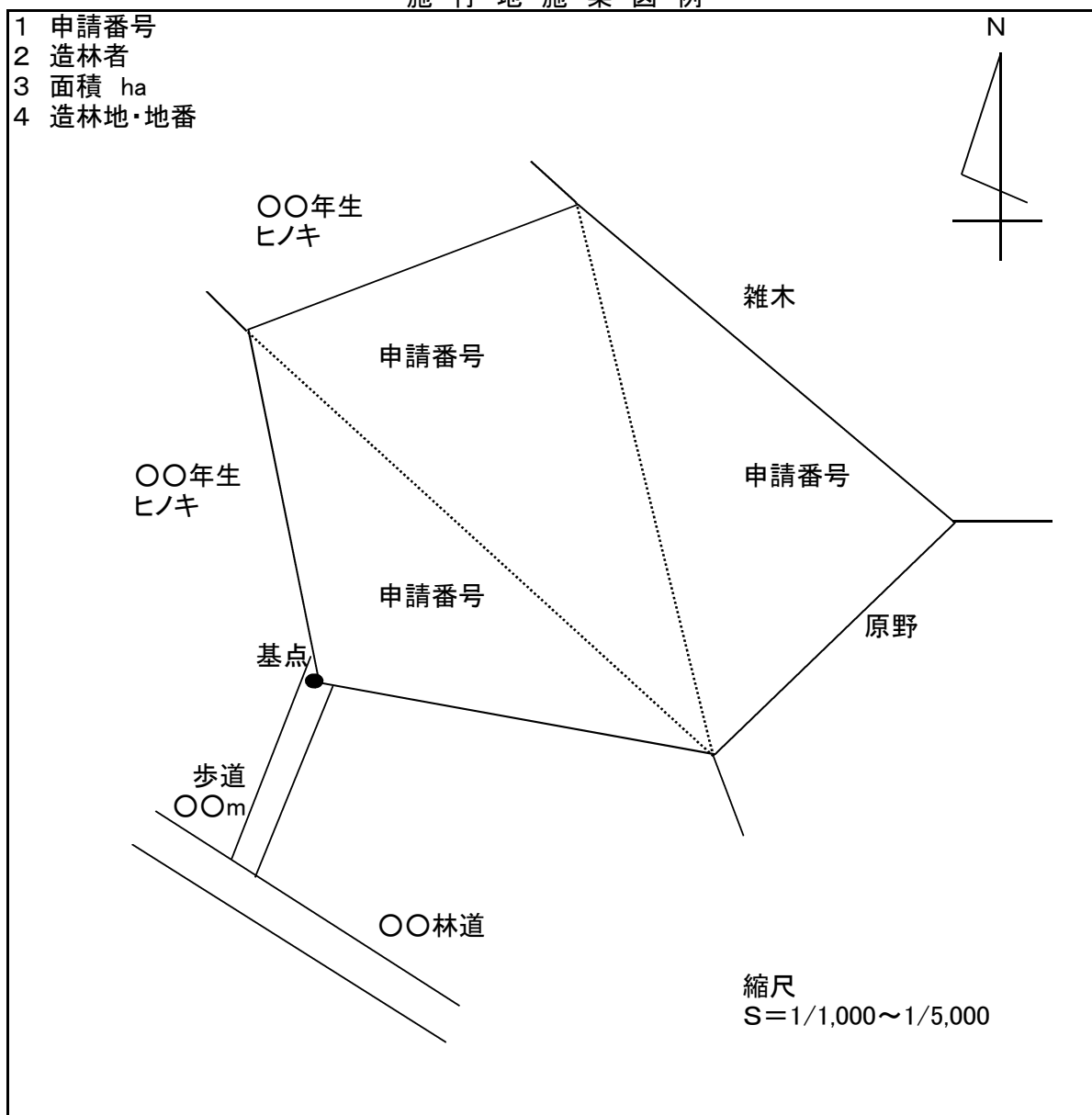
年 月 日付けで提出がありました標記計画については、内容を確認した結果、  
適当と認められますので、長崎県造林補助事業実施要領 第3の3の(5)の規定に  
基づき、通知します。





(様式第4号)

### 施行地施業図例



- 注1 申請番号、造林者、面積、造林地・地番は必ず実績書に記載した内容と合致させる。  
2 2樹種以上の植栽がある場合は、樹種区界を必ず設け、申請番号を記入すること。  
3 国土調査図を使用する場合、地番ごとに面積を記入する。  
4 面積求積は、第3者でも計算できるようにし、求積方法を明記すること。  
5 面積の単位はhaとし、小数第3位以下を切り捨て、小数第2位止めとする。  
6 造林地の周囲の概況を記入すること。  
7 図には基点を示し、図上の点にはNo.を付すること。  
8 縮尺は、1ha未満1/1,000、1~5ha1/3,000、5ha以上1/5,000を目処とする。









長崎県知事 様

住 所  
氏 名 (法人にあつては名称、代表者氏名) 印

年度消費税仕入税額控除適用除外報告書

年 月 日付け 森整第 号により交付決定通知があつた  
造林事業補助金 ( ) について、同通知の記 ( ) の  
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請番号
- 2 補助事業者名 (森林所有者名)
- 3 施行場所
- 4 長崎県補助金等交付規則第14条に基づく補助金確定額  
( 年 月 日付け 森整第 号による確定通知額のうち該当分)  
金 円
- 5 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額  
金 円

長崎県知事

様

住所

氏名

林地転用等にかかる補助金の返還について

このことについて別紙のとおり、林地の転用等をいたしますので長崎県  
造林事業補助金実施要綱第7条及び長崎県造林補助事業実施要領第6の(11)  
に基づき別紙のとおり届け出ます。

別紙

- 1 返還の理由
- 2 返還までの経緯等
- 3 再発防止策
- 4 転用等計画書等（計画書、転用区域図、写真等）
- 5 補助金等返還額計算書
- 6 補助金に係る書類
  - (1) 補助金交付申請書（申請者の住所・氏名、申請年月日、申請面積）
  - (2) 竣工検査調書（検査者名、検査年月日、検査面積）
  - (3) 補助金交付決定通知書及び確定通知書（交付・確定年月日、補助金額）
  - (4) 補助金受領書（受領年月日、補助金額）
  - (5) 返還年月日等（返還年月日、返還額（国費、県費別））

年 月 日

長崎県知事

様

住所

氏名

施行地の転用に係る補助金の返還免除の協議について

年 月 日付け長崎県指令 林第 号で交付決定のあった（ 事業名 ）により実施した施行地について、転用する必要が生じたので長崎県造林補助事業実施要領 第6の（10）により協議します。

記

1. 転用理由
2. 転用までの経緯
3. 再発防止策
4. 転用等計画書等（計画書、転用区域図、現況写真等）
5. 補助金返還免除計算書
6. 補助金に係る書類
  - (1) 補助金交付申請書（申請者の住所・氏名・申請年月日・申請数量）
  - (2) 竣工検査調書（検査者名、検査年月日、検査数量）
  - (3) 補助金交付決定通知書及び確定通知書（交付・確定年月日、補助金額）
  - (4) 補助金受領書（受領年月日、補助金額）



森林環境保全直接支援事業等(環境)林内路網緊急整備事業 実績書【内訳書】

区分		延長 (m)	実行経費 (円)	国庫補助金 (円)	森林環境保全直接支援 事業等(環境) 補助金 (円)	備考
実施区分	事業区分					
林内路網緊急整備事業	森林作業道の整備					
林内路網緊急整備事業	森林作業道整備 (※林業・木材産業成長産 業化促進対策事業の路網 整備・機能強化対策のみ)					
計						

1. 実施要綱様式第2号交付申請書の「その他」の資料は次のとおりとする。

- ①別紙1の第1の1の(2)の②のイ、ウ、エ、オの場合  
各対象非公共事業の実績報告書のうち次の書類の写し
- ・実績書
  - ・収支精算書
  - ・森林作業道 実施設計書
  - ・路線別明細書



